

民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 17 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 塩 田 俊一郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 5 月 9 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 15 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 5 月 23 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 16 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 5 月 20 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 17 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	34,920,000 27,936,000	一括	6,984,000	125,274	26,843
1	6,370,000				
2	2,420,000				
3	26,130,000				
				</	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2. 2 9平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8. 8 5平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 1 4 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 4 2 1 番 2 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1. 3 4平方メートル
2 階 4 8. 2 3平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7 年 3 月 13 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 関 谷 久 美

1 不動産の表示

【物件番号 1～3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1～3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



11

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2. 2 9平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8. 8 5平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 1 4 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 4 2 1 番 2 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 1. 3 4平方メートル
2階 4 8. 2 3平方メートル |



令和 6年(ケ)第564号
令和 7年 1月21日受理
令和 7年 2月26日提出
(評価人 石川茂夫)

現 況 調 査 報 告 書

東京地方裁判所
執行官 平 良 栄 一 郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2. 2 9平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8. 8 5平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 1 4 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 4 2 1 番 2 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 5 1. 3 4平方メートル
2階 4 8. 2 3平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	東京都足立区梅田三丁目13番25号		
土地	物件1. 2		
現況地目	☒ 宅地（物件1. 2） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「執行官の意見」記載のとおり		
建物	物件3		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない — 種類： ☐ ある — 構造： 床面積：		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 ☐ ある [保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(関係人の陳述等用)

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
建物所有者・債務者	本件建物は、私が住居として使用しています。 本件建物に不具合等はありません。 物件2の土地については、隣地所有者との間で平成27年5月10日に合意書を交わしていますが、現在、引っ越しの準備中なことから当該合意書がどこにあるのか分からなくなっています。 今、執行官から提示された合意書（当庁令和4年（又）第393号事件で提示された合意書の写し）で間違いありません。内容についても、前回の現況調査時と変わっていません。 （令和7年2月20日面接聴取）

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目）

執 行 官 の 意 見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件2の土地については、隣地（1421番13及び14）の所有者との間で合意書が交わされており、1421番12（物件2）及び1421番14の土地について①車両の出入りを目的として無償にて相互に利用できる、②合意書の規定は承継人にも引き継ぐものとし、その期限は永久とするといった内容が定められている。
- 3 本件建物の占有状況については、関係人の陳述、次に掲げた理由及び現場の状況から、本件建物は、建物所有者が住居として使用し占有しているものと認定した。
 - (1) 表札の表示が所有者の姓であること
 - (2) ライフライン調査の結果
 - (3) 室内に所有者以外の者の占有の徴表となるものが見受けられないこと
- 4 評価人の調査によれば、物件2の土地に東側で接する道路は区道で、建築基準法42条1項5号道路とのこと。
- 5 以上の調査結果から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年1月22日 : - :	当庁(郵便)	■ライフライン調査
7年2月4日 15:35-15:50	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■建物使用者に対し通知書差置
7年2月20日 13:00-13:20	物件所在地	■物件確認 ■物件調査 ■占有調査 ■写真撮影 ■図面作成 ■評価人同行 ■建物所有者から面接聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和 7年 2月20日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

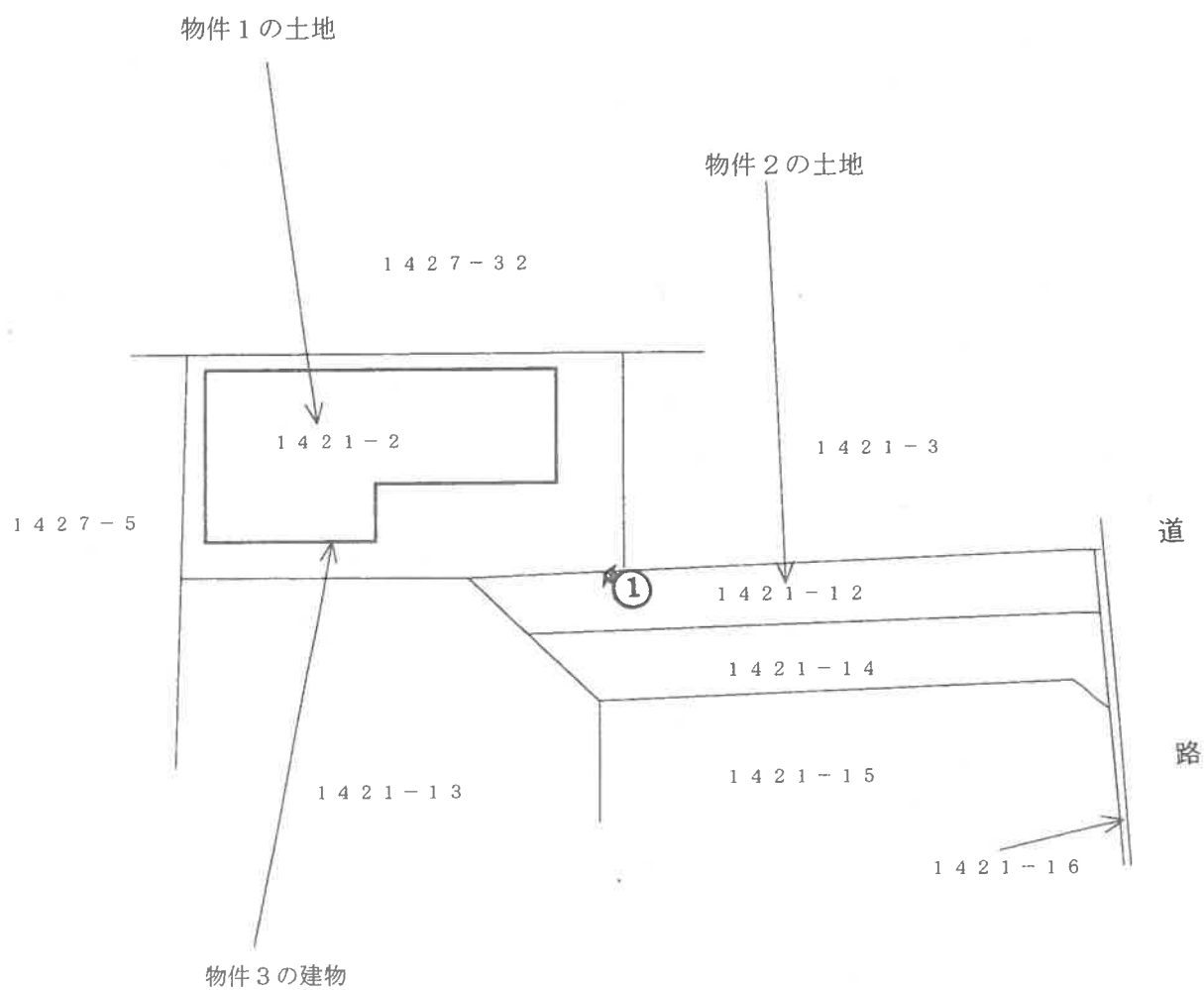
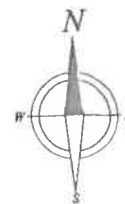
☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(写真3葉添付)

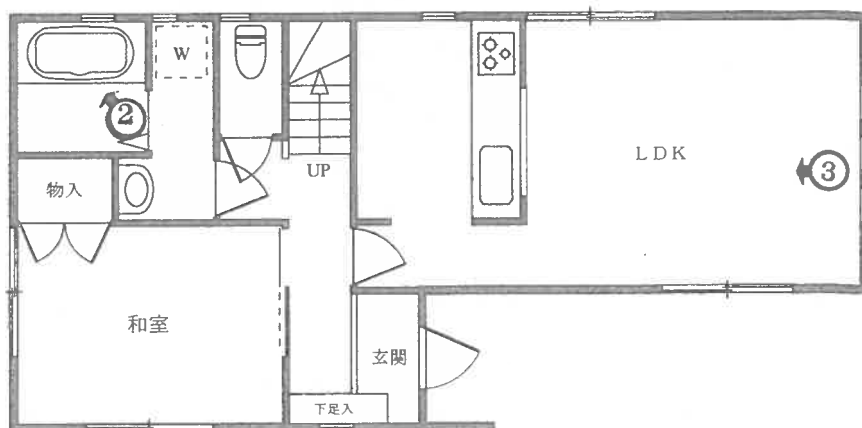
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

(土地建物位置関係図)

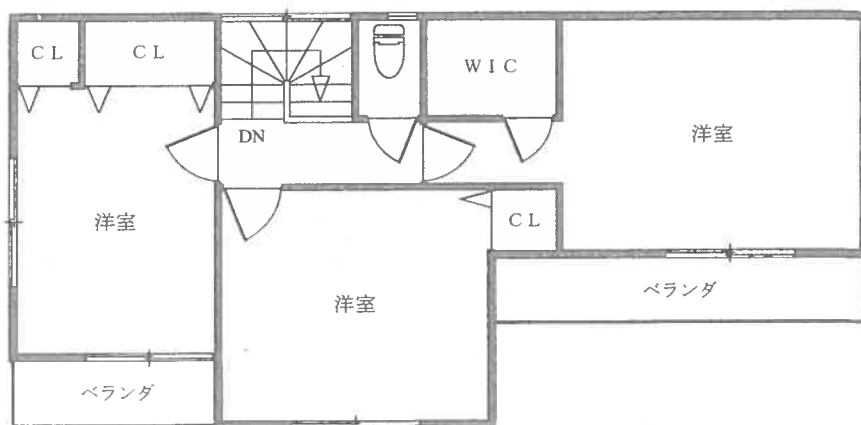
令和6年(ケ)第564号



写真撮影位置と方向



1 階



2 階

←○: 写真撮影位置と方向



1



2



3

令和6年（ケ）第564号

令和7年2月20日 現地調査

令和7年2月20日 評価

東京地方裁判所 御中

評価書

評価人 石川 茂夫

第1 評価額

一括価格	
金 34,920,000 円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 6,370,000円
物件2（土地）	金 2,420,000円
物件3（建物）	金 26,130,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1、2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は、当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり		
2			
3			住 居 表 示 : 足立区梅田3-13-25
番 号	特 記 事 項		
	特になし		

※ 現況欄に記載のない事項については、登記記録とほぼ同じである。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 0 2. 2 9 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 |
| | 地 番 | 1 4 2 1 番 1 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8. 8 5 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 足立区梅田三丁目 1 4 2 1 番地 2 |
| | 家屋 番号 | 1 4 2 1 番 2 の 2 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 1. 3 4 平方メートル
2 階 4 8. 2 3 平方メートル |

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1、2)

位 置 ・ 交 通	東武伊勢崎線「梅島」駅の南南西方約1,200m(道路距離、徒歩約15分程度)の地点、足立区梅田3丁目13番街区に位置する。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	低層の一般住宅、共同住宅の中に作業所等が混在する「荒川」に近いの住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60% (指定) 300% (指定) 防火地域(新防火区域) 第3種高度地区、最低限度高度地区(7m)等
画 地 条 件	地 積 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 そ の 他	141.14㎡(物件1、2合計) 不整形(旗竿地) 間口約2m、奥行最長約30m ほぼ平坦 ・東側区道への敷地提供済みであり負担はない。 ・西側及び北側隣地は「区立梅田南公園」である。
接面道路の状況等	東側で幅員約3.6m～4mの区道(建築基準法第42条1項5号、告示建築線)にほぼ等高に接面する中間画地である。(東側区道は、元々は幅員5.45mに指定された告示建築線であり、実際の幅員が約3.6m～3.7m程度であった。しかしながら現在は幅員4mの道路に整備する方針により、目的物件接面部分などは告示建築線の一部廃止の手続きが取られている。)	
土地の利用状況等	物件3建物の敷地等(下記「特記事項」参照)として利用されている。建物の配置は附属資料「建物図面・各階平面図写」のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 ガ ス 下 水 道	あり あり あり ※前面道路の本管の有無を基準として、本管が有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。
特 記 事 項	・物件2とその南側隣地(地番1421番14)については、両所有者間で、両土地において車両の出入りを目的として無償にて相互に利用できる旨の「合意書」が交わされており、当該「合意書」の規定についてはいかなる承継人にも引き継ぐものとされ、またその期限は永久とされている。 ・足立区洪水ハザードマップによれば洪水、内水氾濫、高潮による浸水想定区域にある。	

2 建物の概況及び利用状況(物件3)

区 分	主 である 建 物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成26年12月25日新築 約10年 約15年
仕 様	構 造 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備	木造スレートぶき2階建 サイディング等 ビニールクロス等 ビニールクロス、板張り等 フローリング、畳等 キッチン、浴室、洗面、トイレ等
床 面 積	1階 2階 延	51.34㎡ 48.23㎡ 99.57㎡
現 況 用 途 等	現 況 用 途 間 取 り	居 宅 4LDK+ウォークインクロゼット
品 等	中位	
保守管理の状態	普通	
建物の利用状況	所有者が居宅として自用している。	
特 記 事 項	特になし	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1、2（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	更地価格		地 積 (㎡)	建付減価	建付地価格 (円)
	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
1	260,000	× 0.90	× 102.29	× 0.95	= 22,740,000
2			× 38.85		= 8,640,000
合計					31,380,000

総額（円）については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格： 下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。なお標準画地は、土地の概況（間口・奥行、規模等）等が標準的な中間画地を想定した。

地価公示（足立-44）

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{(公示価格等)} & & \text{(時点修正)} & & \text{(標準化補正)} & & \text{(地域格差)} & & \text{(規準価格)} \\
 275,000 \text{ 円/㎡} & \times & 104 / 100 & \times & 100 / 100 & \times & 100 / 110 & = & 260,000 \text{ 円/㎡} \\
 & & & & & & & & \text{(上三桁未満四捨五入)}
 \end{array}$$

時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地等は、標準的画地で補正なし。

地域格差： 公示地等の地域は行政的条件（容積率）でやや劣るが、交通接近、環境条件等で優ること等を考慮した。

イ 個別格差： 形状不整及び路地状部分に隣地との相互利用の合意が存することの減価と、西及び北側隣地が公園であることの増価を総合的に勘案した。

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 建物と敷地との適応の状態等を考慮して 5.0 % と判定した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
3	228,000	× 99.57	× 0.54	= 12,260,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

- ・ 経過年数約 10年、 経済的残存耐用年数約 15年、 観察減価率 10%減（建物の状況等を考慮）
- ・ 現価率：経済的残存耐用年数 ÷ （経過年数 + 経済的残存耐用年数） × （1 - 観察減価率）

$$\text{現価率} = 15 \text{年} \div (10 \text{年} + 15 \text{年}) \times (1 - 0.10) = 0.54 \quad (\text{小数第3位を四捨五入})$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 (注) イ		土地利用権等価格 (円) ウ
1	22,740,000	× 0.65	法定地上権	= 14,780,000
2	8,640,000	× 0.65	法定地上権	= 5,620,000
合計				20,400,000

(注) 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して、上記のとおり判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等 価格の控除及び 加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) カ
1	(22,740,000)	－ 14,780,000)		× 1.0	× 0.8	= 6,370,000
2	(8,640,000)	－ 5,620,000)		× 1.0	× 0.8	= 2,420,000
3	(12,260,000)	+ 20,400,000)	× 1.00	× 1.0	× 0.8	= 26,130,000
一括価格 (合計)						34,920,000

ア 基礎となる価格：前記1①～②

イ 土地利用権等価格：前記2①

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示価格 (足立-44)

所 在 : 足立区関原2丁目167番4 「関原2-8-2」
価 格 : 275,000 円/㎡
位 置 : 「梅島」駅、道路距離約1,100m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 134㎡
供給処理施設 : ガス・水道・下水
接 面 街 路 : 南西側 4m 区道
用途指定等 : 準工業地域, (建ぺい率80%, 容積率200%), 準防火地域等
地域の概要 : 一般住宅の中に作業所等が見られる住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写

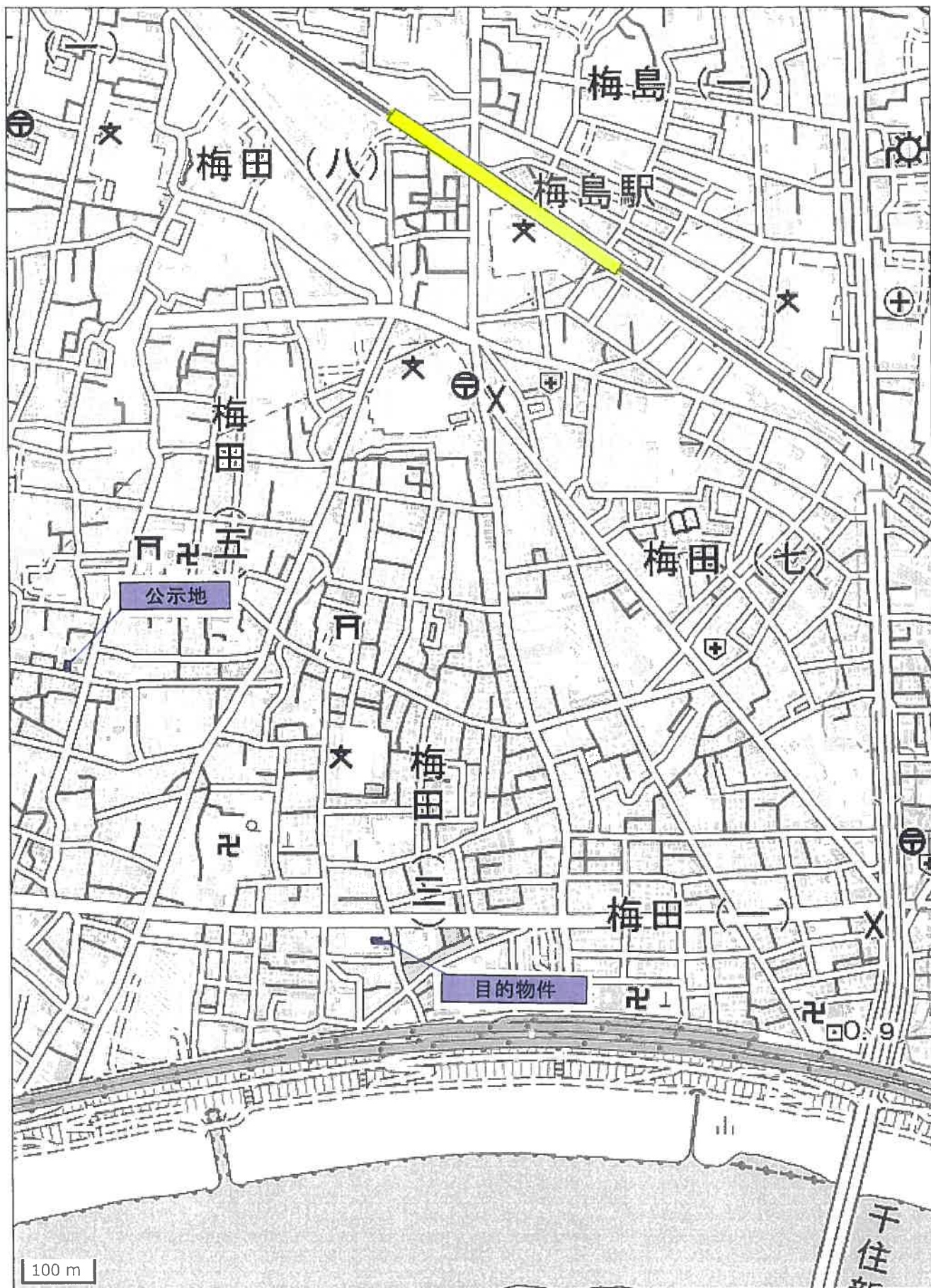
建物図面・各階平面図写

以 上

令和7年2月20日

評価人 不動産鑑定士

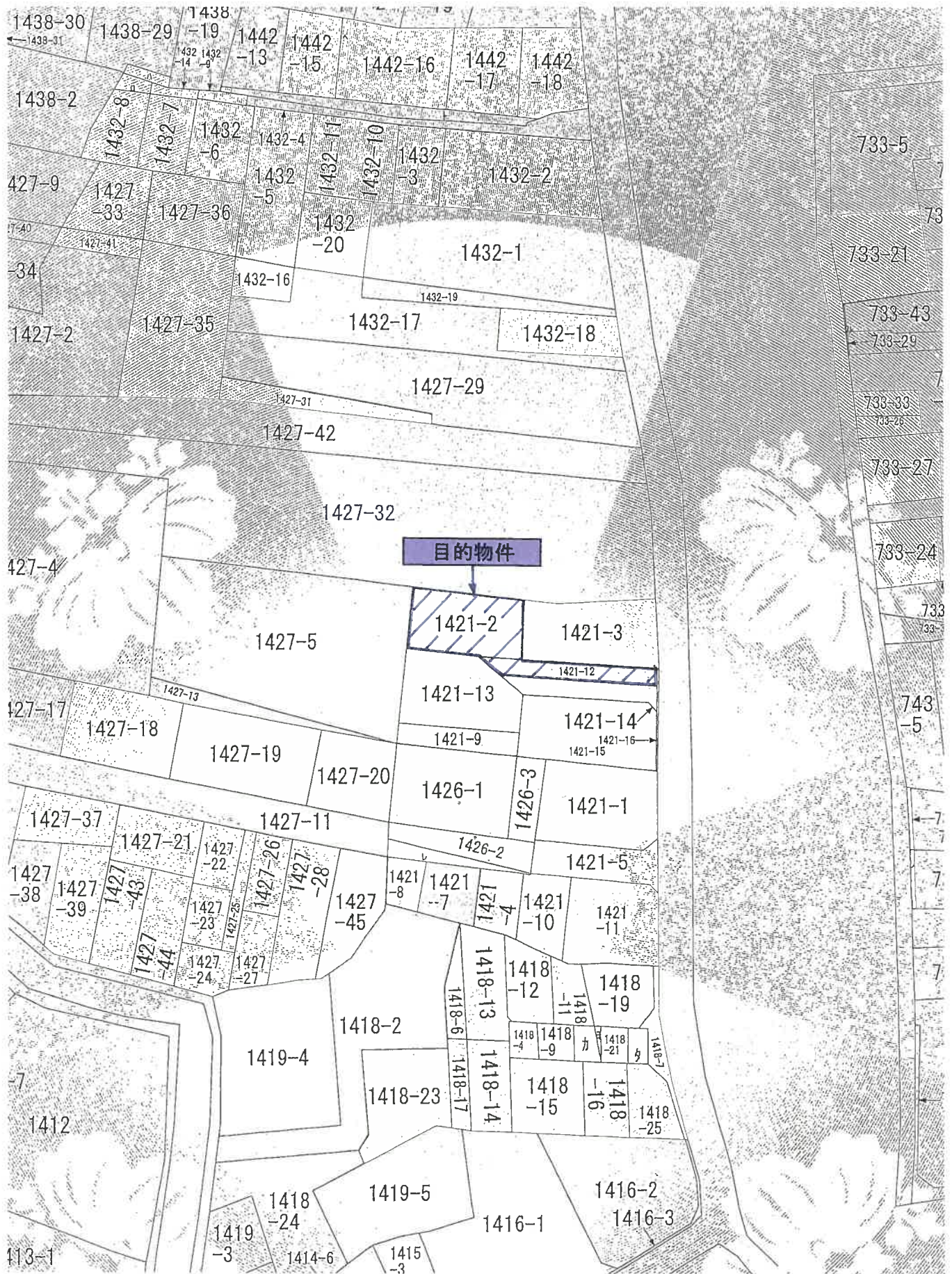
石川 茂夫



位置図

国土地理院 地理院地図





公 図 写 1 : 600



これは図面に記録されている内容を証明し、書面である。
(東京法務局城北出張所電簡) 令和4年12月1日 東京法務局

東京法務局

※A3をA4に縮小しています※



登記年月日：平成26年9月30日

これは図面に記録されている内容を正確に写し出しています。
(東京法務局城北出張所管轄)
令和4年12月1日 東京法務局

登記簿

地積測量図

1421-2-12401-15

土地の所在
足立区梅田三丁目

2/2

面積求積表

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1504 小田原田	232.828	232.828	203.072	7.159	1453.782448
1505 小田原田	232.828	232.828	203.127	7.153	1452.967431
1506 小田原田	232.828	232.828	188.966	-7.066	-1039.013076
1507 小田原田	232.828	232.828	188.702	-7.269	-1371.674836
1508 小田原田	232.828	232.828	188.062	0.043	8.516866
1509 小田原田	232.828	232.828	102.294	102.294	204.586031
1510 小田原田	232.828	232.828	102.294	102.294	204.586031

総面積
102.294

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1253 小田原田	232.828	232.828	203.072	1.645	359.309125
1504 小田原田	232.828	232.828	203.127	-0.468	-95.240768
1505 小田原田	232.828	232.828	188.966	-2.070	-409.988340
1506 小田原田	232.828	232.828	188.062	-1.529	-305.981951
1507 小田原田	232.828	232.828	200.119	2.423	529.607286
1508 小田原田	232.828	232.828	218.575	77.705291	39.8526455
1509 小田原田	232.828	232.828	38.85	38.85	38.85

総面積
38.85

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1502 小田原田	232.828	232.828	198.062	2.027	401.471674
1503 小田原田	232.828	232.828	188.702	-8.185	-1544.525870
1504 小田原田	232.828	232.828	188.966	-8.298	-1583.523301
1505 小田原田	232.828	232.828	202.273	4.277	865.121621
1506 小田原田	232.828	232.828	202.273	6.272	1268.027872
1507 小田原田	232.828	232.828	200.119	3.808	782.065052
1508 小田原田	232.828	232.828	209.651	104.3285240	209.651
1509 小田原田	232.828	232.828	104.328	104.328	104.328

総面積
104.328

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1504 小田原田	230.930	230.930	218.572	2.895	569.606150
1505 小田原田	230.930	230.930	200.218	2.979	476.053101
1506 小田原田	230.930	230.930	203.176	1.587	364.075072
1507 小田原田	230.930	230.930	228.908	0.952	217.1913
1508 小田原田	230.930	230.930	227.899	2.024	467.9666
1509 小田原田	230.930	230.930	35.58	35.58	35.58

総面積
35.58

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1507 小田原田	227.599	227.599	218.803	5.927	1206.923381
1508 小田原田	228.508	228.508	217.690	0.862	194.934850
1509 小田原田	228.551	228.551	202.176	-4.675	-945.723000
1510 小田原田	224.233	224.233	202.273	-6.380	-120.607440
1511 小田原田	222.171	222.171	202.221	-2.320	-469.152722
1512 小田原田	221.913	221.913	218.224	0.810	177.574430
1513 小田原田	222.981	222.981	218.174	5.986	1311.975564
1514 小田原田	222.981	222.981	123.486005	123.486005	123.486005
1515 小田原田	222.981	222.981	102.294	102.294	102.294

総面積
102.294

地名	面積	X	Y	$X_{n+1}-X_{n-1}$	$Y_n(X_{n+1}-X_{n-1})$
1507 小田原田	227.811	227.811	218.407	1.079	247.42015
1508 小田原田	232.532	232.532	218.367	11.022	241.753854
1509 小田原田	232.532	232.532	218.508	9.936	232.699081
1510 小田原田	232.532	232.532	218.475	-2.003	-42.503275
1511 小田原田	232.532	232.532	218.475	5.043	119.210978
1512 小田原田	232.532	232.532	218.475	27.313	509.265017
1513 小田原田	222.981	222.981	218.475	5.945	127.975564
1514 小田原田	222.981	222.981	218.475	123.486005	123.486005
1515 小田原田	222.981	222.981	102.294	102.294	102.294

総面積
102.294

作成者	作成日	作成場所	作成者	作成日	作成場所

作成者	作成日	作成場所	作成者	作成日	作成場所

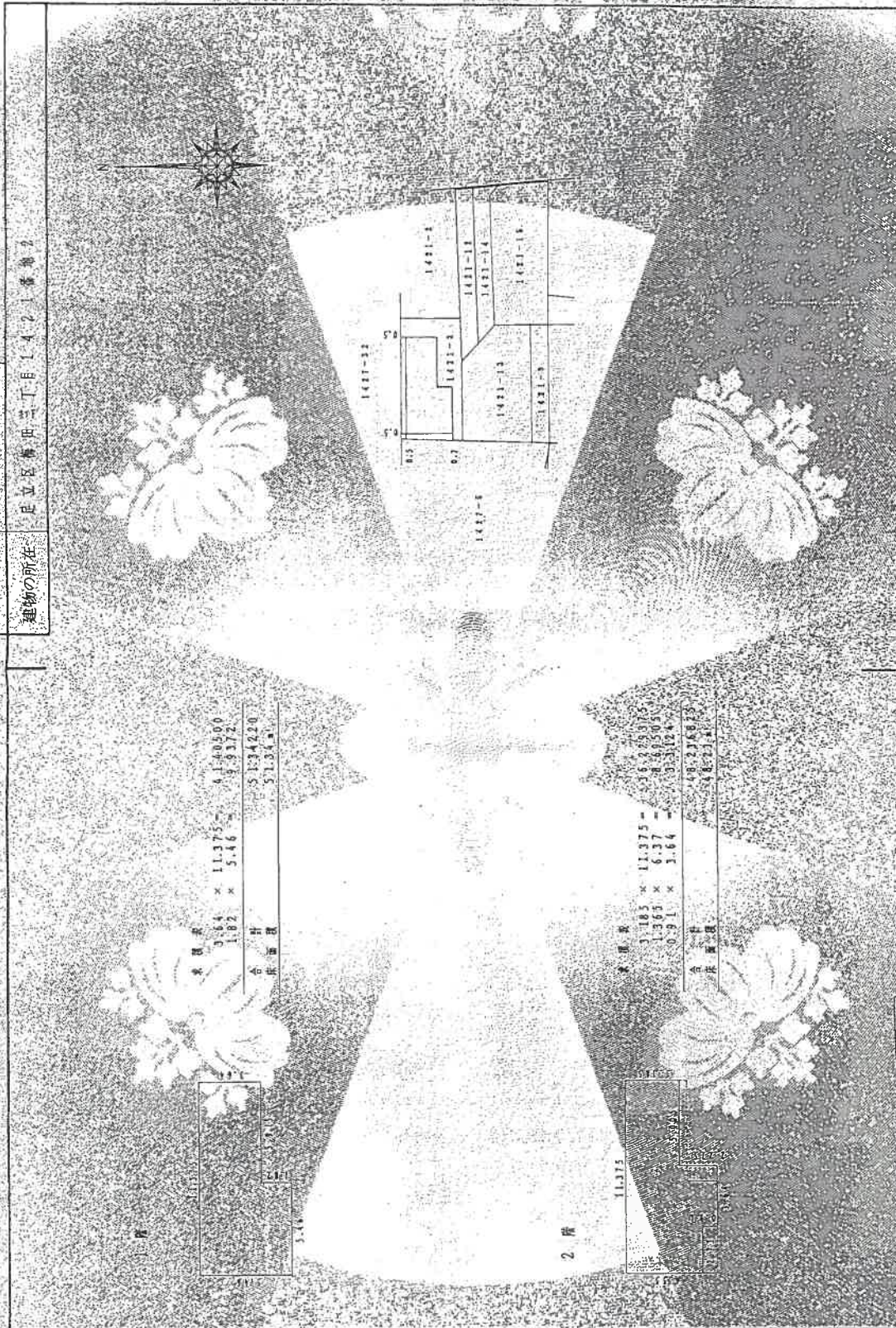
地積測量図(写)
※A3をA4に縮小しています※

登記年月日：平成27年5月14日

これは図面に記録されている内容の写しと見做す。
(東京法務局城北出張所管轄)
令和4年12月1日 東京法務局 鑑印

各階平面図 建物平面図

家屋番号	1-4-2-1番2の2
建物の所在	足立区海田三丁目1-4-2-1番地2



作成者	縮尺 1/250	申請人	縮尺 500
-----	----------	-----	--------

(地主土地家屋調査士会館)

建物図面・各階平面図（写）
※A3をA4に縮小しています※